

上天草市告示第 6 5 号

上天草市通所型サービス B 事業運営費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 5 月 1 9 日

上天草市長 堀 江 隆 臣

上天草市通所型サービス B 事業運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、居宅要支援被保険者等が要介護状態となることの予防等及び当該居宅要支援被保険者等の自立支援に資するため、上天草市地域支援事業実施要綱（平成 2 7 年上天草市告示第 3 2 号）第 5 条別表第 1 に規定する通所型サービス B 事業（以下「通所型サービス B 事業」という。）を実施する N P O 法人等に対し、予算の範囲内で上天草市通所型サービス B 事業運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、上天草市補助金等交付規則（平成 1 6 年上天草市規則第 3 5 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内における N P O 法人（特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、ボランティア団体等とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において実施する通所型サービス B 事業とする。ただし、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 居宅要支援被保険者等（介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 6 2 の 4 第 1 号に掲げる居宅要支援被保険者又は同条第 2 号に掲げる厚生労働大臣が定める基準に該当する第一号被保険者をいう。以下同じ。）を対象に通所型サービス B 事業を実施するものであること。
- (2) おおむね週 1 回かつ 1 回開催当たり 3 時間以上の活動であること。
- (3) 運動若しくはレクリエーションの機会の提供の場又は利用者同士の

交流の場を開催し、居宅要支援被保険者等の日中の居場所づくりを行うものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

(1) 政治又は宗教に係る事業

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6項に規定する暴力団員又はその関係者が運営に実質的に関与している事業

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表のとおりとし、予算の範囲内とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、上天草市通所サービスB事業運営費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、上天草市通所型サービスB事業運営費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の申請の却下を決定したときは、上天草市通所型サービスB事業運営費補助金交付申請却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(内容の変更等の申請)

第8条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちに上天草市通所型サービスB事業運営費補助金変更承認申請書(様式第5号。以下「変更承認申請書」という。)にその変更内容又は理由がわかる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(内容の変更等の承認)

第9条 市長は、前条の規定により変更承認申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、当該補助事業の変更又は中止若しくは廃止の承認の可否を決定し、上天草市通所型サービスB事業運営費補助金変更等承認通知書(様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したとき(第9条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該補助事業が完了した日(同条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに、上天草市通所型サービスB事業運営費補助金実績報告書(様式第7号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 上天草市通所型サービスB事業実績書(様式第8号)
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、上天草市通所型サービスB事業運営費補助金交付額確定通知書(様式第9号。以下「確定通知書」という。)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定により確定通知書を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、上天草市通所型サービスB事業運営費補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第13条 前条の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、第7条第2項の規定による補助金の交付の決定の通知をした後において、補助金の全部又は一部を概算により交付することができる。この場合において、交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、上天草市通所型サービスB事業運営費補助金概算交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金の概算交付を受けた交付決定者は、第10条に規定する書類を提出した日から15日以内に、補助金の精算をしなければならない。

（補助金の返還等）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を補助事業以外の用途で使用したとき。
- （3） 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- （4） 第7条第2項に規定する補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、その返還を命ずることができる。

（調査）

第15条 市長は、補助事業の適正な遂行を確保するために必要と認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

（書類の整備）

第16条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を

整備し、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しておくものとする。

(賠償責任)

第17条 市は、補助事業により交付決定者及びその関係者に生じた損害については、賠償の責任を負わない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

経費区分	補助対象経費	補助金額
活動費	消耗品、燃料費（灯油に限る。）	1月当たり 2,000円
施設使用料	施設の使用に係る費用（光熱水費を含む。）	1回開催当たり 2,700円 上限